

## 伊豆市自転車まちづくり事業 自転車関係備品貸出要領

### (目的)

第1条 この要領は、伊豆市が主催する、自転車まちづくり事業における環境整備を円滑に実施するため、自転車を利用する者（以下「利用者」という。）に駐輪スペース、空気入れポンプ及び自転車修理工具等を提供し、自転車に快適に乗ることのできる環境を整えることにより、市民とサイクリストが関わりを持つことで、自転車利用者に優しいまちづくりを心の醸成と環境面から促進することを目的とする。

### (実施内容)

第2条 登録要領に基づき登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録内容により次条各号に掲げる備品の貸出及び休憩場所を提供するサービス（以下「サービス」という。）を行う。

### (貸出備品等)

第3条 市より提供する備品等は、次に掲げるものとする。

- (1) 自転車修理用工具
- (2) スポーツバイク対応空気入れポンプ
- (3) スポーツバイク用駐輪ラック
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その他市から提供するもの

### (サービスの提供)

第4条 登録者は、サイクリストに無償で前2条のサービスを登録内容に基づき提供するものとする。

- 2 登録者は、備品等を良好な状態に維持し、利用者に安全かつ円滑なサービスを提供できるように管理するものとする。ただし、駐輪ラックやポンプ等貸与品に不具合が生じた際には、速やかに使用を停止するとともに、産業部観光商工課へ連絡するものとする。
- 3 利用者の立場から使いやすさに配慮するよう努める。
- 4 サービスの提供は、登録を受けた敷地内に限定する。

### (利用者の義務と禁止行為)

第5条 利用者は、備品利用後速やかに当該備品を返却しなければならない。

- 2 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 故意に備品及び施設等を破損又は汚損すること。
  - (2) 備品を敷地外に持ち出すこと。
  - (3) 前2各号に定める事項のほか、登録者がサービスの提供に支障があると認めること。

### (サービス利用中の事故及び管理方法)

第6条 サービス利用中の事故について、市はその責を負わないものとする。

- 2 木製ラックのため、風が強い日、雨が降っている日等の利用は見合わせるなど、ラック強度に考慮した管理を行うこと

### (補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成29年1月13日から施行する。